

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和二十五年法律第七十九号）の一部を次のように

改正する。

第四条第一項の表を次のように改める。

選挙人の数	投票日		区	市		町		村	
	平日	休日		平日	休日	平日	休日	平日	休日
五百人未満	一五六、五五九円	二四四、八五五円	区	一三一、六六九円	二〇九、九六五円	一三一、六六九円	二〇九、九六五円	一三一、六六九円	二〇九、九六五円
五百人以上 千人未満	一六七、八五九	二七八、二二九	区	一三九、五〇八	二二七、八〇四	一三三、三八九	二四三、七五九	一三三、三八九	二四三、七五九
千人以上 二千人未満	二二八、三〇二	三六〇、七四六	区	二二〇、八五七	三四三、三〇一	一七七、九八九	三三二、五〇七	一七七、九八九	三三二、五〇七
二千人以上 三千人未満	二五五、〇五一	三八七、四九五	区	二二〇、一六一	三五二、六〇五	一九九、〇一三	三七五、六〇五	一九九、〇一三	三七五、六〇五
三千人以上 五千人未満	二八二、二二〇	四一四、六六四	区	二四〇、七九一	三九五、三〇九	二二五、七六二	四〇二、三五四	二二五、七六二	四〇二、三五四
五千人以上 一万人未満	三一六、〇五一	四七〇、五六九	区	二九六、四三四	五一七、一七四	二八二、一九二	五二五、〇〇六	二八二、一九二	五二五、〇〇六
一万人以上 一万五千人未満	三六〇、九〇八	五八一、六四八	区	三四一、二九一	六二八、二五三	三三三、〇七七	六一〇、〇三九	三三三、〇七七	六一〇、〇三九
一万五千人以上			区						

第四条第二項の表を次のように改める。

投票 区の選 挙人の数	投票 票日	区市町村	
		区	市
五百人未満	平日	四八、三三六円	四八、三三六円
五百人以上	休日	一三六、六三二円	一三六、六三二円
千人未満	平日	五九、二四二	四八、三三六
千人以上	休日	一六九、六一二	一三六、六三二
二千人未満	平日	七二、五〇四	七二、五〇四
二千人以上	休日	二〇四、九四八	二〇四、九四八
三千人未満	平日	七二、五〇四	七二、五〇四
三千人以上	休日	二〇四、九四八	二〇四、九四八
五千人未満	平日	七二、五〇四	八三、四一〇
五千人以上	休日	二〇四、九四八	二三七、九二八
一万人未満	平日	八五、七六六	一一八、四八四
一万人以上	休日	二四〇、二八四	三三九、二二四
一万五千人未満	平日	一一八、四八四	一五一、二〇二
一万五千人以上	休日	三三九、二二四	四三八、一六四
二万人未満	平日	一二九、三九〇	一七三、〇一四
	休日	三七二、二〇四	五〇四、一二四

二万人未満	四〇七、九三八	六五〇、七五二	三八一、七八二	七二二、八九二	三五八、二三六	七一、四二〇
二万人以上	四三一、三七七	七八八、三三九	四〇五、二二二	七八〇、四七九	三八一、六七六	七七九、〇〇八

第四条第三項の表を次のように改める。

投票 区 の 選 挙 人 の 数	投票 日	区市町村	
		区	市
五百人以上	平日	一四、〇七三円	一一、七四七円
五百人以上	休日	一四、七七三円	一二、四四七円
千人以上	平日	一六、二五四	一二、九一〇
千人以上	休日	一七、一二九	一三、六一〇
二千人未満	平日	一九、五九八	一八、四三五
二千人未満	休日	二〇、六四八	一九、四八五
三千人以上	平日	二〇、七六一	一八、四三五
三千人以上	休日	二一、八一	一九、四八五
三千人以上	平日	二一、九二四	二〇、六一六
三千人以上	休日	二二、九七四	二一、八四一
五千人未満	平日	二二、一〇五	二七、一五九
五千人未満	休日	二五、三三〇	二八、九〇九
一万人以上	平日	三〇、六四八	三三、七〇二
一万人以上	休日	三三、三九八	三五、九七七
一万五千人以上	平日	三五、一五五	三九、二二七
一万五千人以上	休日	三七、〇八〇	四一、八五二
二万人以上	平日	三九、五一七	四三、五八九
二万人以上	休日	四一、七九二	四六、五六四
	平日		四四、六〇七
	休日		四七、七五七

二万人以上	一五一、二〇二
	四三八、一六四
	一九四、八二六
	五七〇、〇八四
	二〇五、七三二
	六〇三、〇六四

第四条第四項の表を次のように改める。

投票 区 の 選 挙 人 の 数	投票 日	区市町村	
		区	市 町 村
五百人以上 未 満	平 日	八、七二四円	平 日
五百人以上 未 満	休 日	九、四二四円	休 日
千人以上 未 満	平 日	八、七二四円	平 日
千人以上 未 満	休 日	九、四二四円	休 日
二千人以上 未 満	平 日	一〇、九〇五	平 日
二千人以上 未 満	休 日	一一、七八〇	休 日
三千人以上 未 満	平 日	一三、〇八六	平 日
三千人以上 未 満	休 日	一四、一三六	休 日
五千人以上 未 満	平 日	一三、〇八六	平 日
五千人以上 未 満	休 日	一四、一三六	休 日
一万人以上 未 満	平 日	一五、二六七	平 日
一万人以上 未 満	休 日	一六、四九二	休 日
一万五千人以上 未 満	平 日	二一、八一〇	平 日
一万五千人以上 未 満	休 日	二二、五六〇	休 日
二万人以上	平 日	二八、三五三	平 日
二万人以上	休 日	三〇、六二八	休 日

第四条第五項の表を次のように改める。

投票 区市町村	投票 区の選 挙人の数									投票 区 投票 日	区市町村				
	二万人以上	二万人未満	一万五千人以上	一万五千人未満	一万人以上	一万人未満	五千人以上	五千人未満	三千人以上			三千人未満	二千人以上	二千人未満	千人以上
区	四二二、七六九	三八九、三三〇	三四二、三〇〇	二九七、四四三	二七二、九一六	二四五、七四七	二一八、九九八	一五八、五五五	一四七、二五五円	平日	区				
	六九九、七三一	六三二、一四四	五六三、〇四〇	四五一、九六一	四〇五、三六〇	三七八、一九一	三五一、四四二	二六八、九二五	二三五、五五一円	休日					
市	三八六、六一三	三六三、一七四	三二二、六八三	二七七、八二六	二三一、四八七	二二〇、八五七	二〇一、五五三	一三〇、二〇四	一一二、三六五円	平日	市				
	七六一、八七一	六九四、二八四	六〇九、六四五	四九八、五六六	三八六、〇〇五	三四三、三〇一	三三三、九九七	二一八、五〇〇	二〇〇、六六一円	休日					
町	三六三、〇六八	三三九、六二八	三〇四、四六九	二六三、五八四	二一六、四五八	一八九、七〇九	一六八、六八五	一二四、〇八五	一一二、三六五円	平日	町				
	七六〇、四〇〇	六九二、八一二	五九一、四三一	五〇六、三九八	三九三、〇五〇	三六六、三〇一	三二三、二〇三	二三四、四五五	二〇〇、六六一円	休日					

第四条第六項の表を次のように改める。

第四条第七項の表を次のように改める。

投票 区 の 選 挙 人 の 数		区市町村		投票 区 の 選 挙 人 の 数	
平日	休日	平日	休日	平日	休日
二万人以上	一五二、二〇二	区	平日	四八、三三六円	休日
一万五千人以上	一二九、三九〇	市	平日	四八、三三六円	休日
一万五千人未満	一一八、四八四	町	平日	四八、三三六円	休日
一万人以上	八五、七六六	村	平日	四八、三三六円	休日
一万人未満	二四〇、二八四		平日	四八、三三六円	休日
五千人以上	七二、五〇四		平日	四八、三三六円	休日
五千人未満	二〇四、九四八		平日	四八、三三六円	休日
三千人以上	七二、五〇四		平日	四八、三三六円	休日
三千人未満	二〇四、九四八		平日	四八、三三六円	休日
二千人以上	七二、五〇四		平日	四八、三三六円	休日
二千人未満	二〇四、九四八		平日	四八、三三六円	休日
千人以上	七二、五〇四		平日	四八、三三六円	休日
千人未満	二〇四、九四八		平日	四八、三三六円	休日
五百人以上	五九、二四二		平日	四八、三三六円	休日
五百人未満	一三六、六三二円		平日	四八、三三六円	休日
二百人以上	四八、三三六円		平日	四八、三三六円	休日
二百人未満	一三六、六三二円		平日	四八、三三六円	休日

第四条第八項の表を次のように改める。

五百人未満	投票 区 の 選 挙 人 の 数	区市町村
	投票 日	
八、七二四円	平日	区
	休日	
九、四二四円	平日	市
	休日	
八、七二四円	平日	町
	休日	
九、四二四円	平日	村
	休日	

二十万人以上	三九、五一七	四一、七九二	四三、五八九	四四、六〇七	四七、七五七
一万五千人以上	三五、一五五	三七、〇八〇	三九、二二七	四〇、二四五	四三、〇四五
一万人以上	三〇、六四八	三二、三九八	三三、七〇二	三三、七〇二	三五、九七七
一万人未満	二四、一〇五	二五、三三〇	二七、一五九	二八、一七七	三〇、一〇二
五千人以上	二二、九二四	二二、九七四	二〇、六一六	二一、六三四	二二、〇三四
三千人以上	二〇、七六一	二一、八一	一八、四三五	二〇、四七一	二一、八七一
二千人以上	一九、五九八	二〇、六四八	一八、四三五	一八、二九〇	一九、五一五
千人以上	一六、二五四	一七、一二九	一二、九一〇	一三、九二八	一四、八〇三
五百人以上	一四、〇七三円	一四、七七三円	一一、七四七円	一一、七四七円	一二、四四七円

五百人以上	一〇、九〇五	一一、七八〇	八、七二四	九、四二四	一〇、九〇五	一一、七八〇
千人未満	一三、〇八六	一四、一三六	一三、〇八六	一四、一三六	一五、二六七	一六、四九二
千人以上	一三、〇八六	一四、一三六	一三、〇八六	一四、一三六	一七、四四八	一八、八四八
二千人未満	一三、〇八六	一四、一三六	一三、〇八六	一四、一三六	一七、四四八	一八、八四八
二千人以上	一三、〇八六	一四、一三六	一三、〇八六	一四、一三六	一七、四四八	一八、八四八
三千人未満	一三、〇八六	一四、一三六	一三、〇八六	一四、一三六	一七、四四八	一八、八四八
三千人以上	一三、〇八六	一四、一三六	一三、〇八六	一四、一三六	一七、四四八	一八、八四八
五千人未満	一五、二六七	一六、四九二	一五、二六七	一六、四九二	一七、四四八	一八、八四八
五千人以上	一五、二六七	一六、四九二	一五、二六七	一六、四九二	一七、四四八	一八、八四八
一万人未満	二一、八一〇	二二、八一〇	二一、八一〇	二二、八一〇	二二、八一〇	二二、八一〇
一万人以上	二一、八一〇	二二、八一〇	二一、八一〇	二二、八一〇	二二、八一〇	二二、八一〇
一万五千人未満	二二、八一〇	二二、八一〇	二二、八一〇	二二、八一〇	二二、八一〇	二二、八一〇
一万五千人以上	二二、八一〇	二二、八一〇	二二、八一〇	二二、八一〇	二二、八一〇	二二、八一〇
二万人未満	二八、三五三	二八、三五三	二八、三五三	二八、三五三	二八、三五三	二八、三五三
二万人以上	二八、三五三	二八、三五三	二八、三五三	二八、三五三	二八、三五三	二八、三五三

第四条第九項第一号中「五万八千三百七十八円」を「五万八千四百五十六円」に改め、同項第二号中「六万三千三百四十円」を「六万四千四百二十二円」に改め、同条第十項第一号中「五万九千五百九十八円」を「五万九千六百七十七円」に改め、同項第二号中「六万二千五百六十円」を「六万二千六百四十四円」に改め、同条第十二項中「千八十九円」を「千三百五十三円」に改め、同項ただし書中「二千百七十八円」を「二千七百六円」に、「千九百十七円」を「二千三百八十一円」に、「千八百六十二円」を「二千三百十四円」



に、「千五百三円」を「千八百六十七円」に改める。

第四条の二第一項中「三万四千六百円」を「三万九千三百円」に改める。

第四条の三第一項中「三万五百円」を「三万四千六百円」に改め、同条第二項中「二千六百五十二円」を

「三千九円」に改める。

第五条第一項の表を次のように改める。

開票区の 選挙人の数	投票の翌日	
	平日	休日
千人未満	二五三、九七一円	二五八、一六三円
千人以上 二千人未満	三五九、五九三	三六六、一四三
二千人以上 三千人未満	四七五、八四四	四八四、七五二
三千人以上 五千人未満	五八一、八七三	五九三、一三九
五千人以上 一万人未満	六九八、四九九	七二二、一二三
一万人以上 一万五千人未満	八〇四、一七六	八二〇、一五八
一万五千人以上 二万人未満	九四四、〇九九	九六二、九六三

第五条第二項の表を次のように改める。

開票区の 選挙人の数		投票の翌日	平日	休日
千人未滿	千人以上	千人未滿	一八五、四七二円	一八五、六六四円
千人未滿	千人以上	千人未滿	二八三、五五〇	二九〇、一〇〇
千人未滿	千人以上	千人未滿	三八五、六二八	三九四、五三六
千人未滿	千人以上	千人未滿	四八七、七〇六	四九八、九七二
千人未滿	千人以上	千人未滿	五八九、七八四	六〇三、四〇八
千人未滿	千人以上	千人未滿	六九一、八六二	七〇七、八四四
千人未滿	千人以上	千人未滿	八一六、六二四	八三五、四八八
千人未滿	千人以上	千人未滿	九七五、四一二	九九七、九四四
千人未滿	千人以上	千人未滿	一、〇五四、八〇六	一、〇七九、一七二
二万人以上	三万人以上	二万人以上	一、一二五、〇五〇	一、一三七、五八二
二万人以上	三万人以上	二万人以上	一、二六三、一九四	一、二八七、五六〇

第五条第三項の表を次のように改める。

開票区の 選挙人の数	投票の翌日	平日	休日
千人未 満	二六二、三五五円	二六六、五三一円	
千人以 上	三七二、六九三	三七九、二一八	
三千人未 満	四九三、六六〇	五〇二、五三四	
三千人未 満	六〇四、四〇五	六一五、六二八	
五千人未 満	七二五、七四七	七三九、三一九	
一万人未 満	八三六、一四〇	八五二、〇六一	
一万人以 上	九八一、八二七	一、〇〇〇、六一九	
二万人未 満	一、一六〇、一一四	一、一八二、五六〇	
二万人以 上	一、三一六、九二六	一、三三六、一九九	

第五条第四項の表を次のように改める。

開票区の 選挙人の数	投票の翌日	平日	休日
---------------	-------	----	----





第五条第七項の表を次のように改める。

		開票日の 選挙人の数		投票の翌日	
一 万 人 以 上	一 五 千 人 以 上	五 千 人 未 満	三 千 人 未 満	二 千 人 未 満	二 千 人 以 上
八〇四、一七六	六九八、四九九	五八一、八七三	四七五、八四四	三五九、五九三	二五三、九七一円
八二〇、一五八	七二二、一二三	五九三、一三九	四八四、七五二	三六六、一四三	二五八、一六三円
					休日

三 万 人 以 上	三 万 人 未 満	二 万 人 未 満	一 万 五 千 人 未 満	一 万 五 千 人 未 満	一 万 五 千 人 未 満	五 千 人 未 満
九八五、八九三	九一一、六八六	七六三、二七二	六四六、六六一	五五一、二五二		



第五条第九項の表を次のように改める。

三万人以上	一、〇五四、八〇六	一、〇七九、一七二
-------	-----------	-----------

開票区の 選挙人の数	投票の翌日	平日		休日	
		人数	円	人数	円
千人未満		二六二、三五五	円	二六六、五三一	円
千人以上 千人未満		三七二、六九三		三七九、二一八	
二千人以上 三千人未満		四九三、六六〇		五〇二、五三四	
三千人以上 五千人未満		六〇四、四〇五		六一五、六二八	
五千人以上 一万人未満		七二五、七四七		七三九、三一九	
一万人以上 一万五千人未満		八三六、一四〇		八五二、〇六一	
一万五千人以上 二万人未満		九八一、八二七		一、〇〇〇、六一九	
二万人以上 三万人未満		一、一六〇、一一四		一、一八二、五六〇	
三万人以上		一、三一一、九二六		一、三三六、一九九	

第五条第十項の表を次のように改める。



第五条第十一项の表を次のように改める。

千人未満	開票区 選挙人の数	開票日	投票の翌日
七二、四九九円	平日	一、一〇三、五三八	一、一二七、八一
二四二、一五円	休日	一、〇二〇、四七六	一、〇四二、九二二
		八五四、三五二	八七三、一四四
		七二三、八二六	七三九、七四七
		六一七、〇三二	六三〇、六〇四
		五一〇、二三八	五二一、四六一
		四〇三、四四四	四二一、三一八
		二九六、六五〇	三〇三、一七五
		一八九、八五六円	一九四、〇三二円

開票区の選挙人の数			金額
千人以上	千人以下	千人未満	
二千人以上	二千人以下	千人未満	三六〇、四三四
			二六五、〇二五
			一六九、六一六円

第五条第十二項の表を次のように改める。

三万人以上	二万五千人以上	二万人未満	一万五千人以上	一万五千人未満	一万五千人以上	一万五千人未満	五千人以上	五千人未満	三千人以上	二千人以上	二千人未満
二〇八、三八八	一三九、六三八	一二七、四七五	一一二、三二四	一〇八、七二五	九四、一六七	九〇、二一六	七六、〇四三				
一、一九四、二八一	一、〇五一、三二四	八九〇、七四七	七五八、九七五	六五九、九六七	五五〇、〇一〇	四五〇、六五〇	三四一、〇六八				

参議院選挙区選出議員選挙会（参議院合同選挙区選挙（公職選挙法第五条の六第二項に規定する参議院合同選挙区選挙をいう。以下同じ。）にあつては、参議院選挙区選出議員選挙分会）及び参議院比例代表選出議員選挙分会	一、一五五、〇六三
参議院選挙区選出議員選挙会（参議院合同選挙区選挙（公職選挙法第五条の六第二項に規定する参議院合同選挙区選挙をいう。以下同じ。）にあつては、参議院選挙区選出議員選挙分会）	二、二六六、六八八
衆議院比例代表選出議員選挙分会	一、一九一、三〇五
衆議院小選挙区選出議員選挙会	六八八、八八五円
選挙会又は選挙分会	額

第六条第一項の表を次のように改める。

三 万 人 以 上	三 万 人 未 満	二 万 人 未 満	一 万 五 千 人 未 満	一 万 人 以 上	一 万 人 未 満	五 千 人 以 上	五 千 人 未 満	三 千 人 以 上	三 千 人 未 満
九八五、八九三	九一一、六八六	七六三、二七二	六四六、六六一	五五一、二五二	四五五、八四三				

第六條第二項中「四十二万八千八円」を「四十三万三千百九十円」に、「六十万八千百九十三円」を「六十一万五千五百五十八円」に、「百万七千三百五十二円」を「百万二千七百五十九円」に、「六十七万五千九十三円」を「六十八万三千二百六十六円」に改め、同条第三項中「三万二千六百七十円」を「四万五千九百九十円」に改め、同項ただし書中「六万五千三百四十円」を「八万千八百八十円」に、「五万七千四百九十九円」を「七万四千四百三十八円」に、「五万五千八百六十六円」を「六万九千四百九十九円」に、「四万五千八百五十五円」を「五万六千十四円」に改める。

第七條第一項の表を次のように改める。

都道府県の世帯数	選挙			
	一	二	三	四
三十万未満	三十万以上	四十万以上	五十万以上	七十万以上
都及び大都市のある道府県	円   銭	円   銭	円   銭	円   銭
衆議院小選挙区選出議員選挙又は参議院選挙区選出議員選挙	五三 一 一 銭	五一 七 二	五〇 九 七	四九 九 〇
衆議院比例代表選出議員選挙又は参議院比例代表選出議員選挙	一八 五 九 銭	一八 〇 六	一七 九 三	一七 七 一



第八条第六項の表を次のように改める。

							候	補	者	数	金	額	
三	三	三	二	二	二	百	百	百	百	人	未	満	一三三 四
百	百	百	百	百	百	五	五	五	五	人	以	満	二〇八
五	五	五	五	五	五	十	十	十	十	人	未	満	一八一
十	十	十	十	十	十	人	人	人	人	人	以	満	一五六
人	人	人	人	人	人	未	未	未	未	未	以	満	一二八
以	未	以	未	以	未	以	未	以	未	以	未	満	一〇三
上	満	上	満	上	満	上	満	上	満	上	満	上	七〇円

第八条第三項中「二十三円」を「二十五円」に改め、同項の表を次のように改める。

三	三	三	三	二	二
百	百	百	百	百	百
五	五	五	五	五	五
十	十	十	十	十	十
人	人	人	人	人	人
以	未	以	未	以	未
上	満	上	満	上	満
四六七	四一四	三六一			

平日	開催の時刻	金額	額
			二七、一四八
			一〇、六六八円

第九条第一項の表を次のように改める。

区画数	区市町村	区	市	町	村
九未満		一八、一五〇円	一七、〇五〇円		一五、九五〇円
九以上 十三未満		二二、二二〇	二二、一二〇		二〇、〇二〇
十三以上		二六、二九〇	二五、一九〇		二四、〇九〇

第八条の二中「三千三百円」を「四千七十円」に改め、同条の表を次のように改める。

二十	衆議院名簿届出政党等の数	金額
十四		四六円
七		六五
七		九九

休

日

二八、四五六

第九条第二項中「一万六千三百三十七円」を「一万六千三百五十九円」に、「一万七千六百四十五円」を「一万七千六百六十七円」に改め、同条第六項中「四百三十六円」を「五百四十一円」に改め、同項ただし書中「八百七十二円」を「千八十二円」に、「七百六十七円」を「九百五十二円」に、「七百四十六円」を「九百二十五円」に、「六百二元」を「七百四十七円」に改める。

第十三条第一項の表を次のように改める。

都道府県		区	分	衆議院議員選挙	参議院議員選挙
選挙人の数が五十万人未満のもの				一八、七八二、四五六円	一四、二六二、八四一円
選挙人の数が五十万人以上七十五万人未満のもの				二二、八九三、〇六八	一七、三〇四、三五四
選挙人の数が七十五万人以上百万人未満のもの				二六、七五七、三三五	二〇、二三三、二九一
選挙人の数が百万人以上百二十五万人未満のもの				二九、六二四、一六七	二二、二五八、五四七
選挙人の数が百二十五万人以上百五十万人未満のもの				三三、八七七、五一一	二五、五三五、九六一
選挙人の数が百五十万人以上二百万人未満のもの				三九、九五二、六九八	三〇、二二七、七九六
選挙人の数が二百万人以上二百五十万人未満のもの				四八、四七三、九四七	三七、三〇三、二四五
選挙人の数が二百五十万人以上三百万人未満のもの				五三、二二二、四九一	四〇、九〇八、二九四
選挙人の数が三百万人以上のもの				七九、五一九、六六五	五九、五八六、七八六



第十三条第二項の表を次のように改める。

区	分	都道府県の支庁又は地方事務所			
		認定出先機関			
大	都	市	選挙人の数が五万人未満のもの	四、九四四、九三〇	三、八八九、三四八
			選挙人の数が五万人以上十万人未満のもの	二、六二二、五五八	二、〇六四、八四三
			選挙人の数が十万人以上十五万人未満のもの	一〇、三五四、九九八	八、三五三、〇六四
			選挙人の数が十五万人以上のもの	六、五四九、四六二	五、七〇九、三〇〇
			選挙人の数が三万人未満のもの	八、〇八四、四九四	七、二四〇、七一八
			選挙人の数が三万人以上五万人未満のもの	一〇、一三七、六三五	九、二九〇、二四五
			選挙人の数が五万人以上十万人未満のもの	一二、五七四、五〇六	一一、七二三、五〇二
			選挙人の数が十万人以上十五万人未満のもの	三、三一五、四七二	二、九四二、二七四
			選挙人の数が十五万人以上のもの	四、六三一、四二八	四、一七五、九一九
			選挙人の数が二十万人以上のもの	七、二一四、三五〇	六、五五四、二七三
			選挙人の数が二十五万人以上のもの	一〇、四二五、九二四	九、五五八、三一四
			選挙人の数が三十万人以上のもの	一三、一二七、三五五	一二、一六〇、三一
			選挙人の数が三十五万人以上のもの	三二四、六二七	二七三、四八四
			選挙人の数が四十万人以上のもの	三六二、九七六	三一、七五九
町	村	選挙人の数が二千人以上三千人未満のもの	五七五、四九一	四九四、四五四	
		選挙人の数が三千人以上五千人未満のもの	一、〇七七、一九七	九〇〇、一九五	
		選挙人の数が五千人以上一万人未満のもの	一、六五四、五二〇	一、四一七、六五四	
		選挙人の数が一万人以上二万人未満のもの	二、一一七、一二一	一、八三〇、九三五	
		選挙人の数が二万人以上のもの	二、五六九、三三三	二、二三三、八二七	
		衆議院議員選挙	参議院議員選挙		



町 村	選挙人の数が千人未満のもの	二六七、七六三	二一九、一六六
	選挙人の数が千人以上二千人未満のもの	二六七、七六三	二一九、一六六
	選挙人の数が二千人以上三千人未満のもの	四五〇、七二一	三七二、三七三
	選挙人の数が三千人以上五千人未満のもの	八三一、二九五	六五七、三二四
	選挙人の数が五千人以上一万人未満のもの	一、二六三、〇八三	一、〇二九、六一〇
	選挙人の数が一万人以上二万人未満のもの	一、五三〇、八四六	一、二四八、七七六
	選挙人の数が二万人以上のもの	一、七九八、六〇九	一、四六七、九四二

第十三条第三項の表を次のように改める。

都道府県	区	分	選挙人の数が五十万人未満のもの	衆議院議員選挙	一、〇七〇、六五三 <sup>円</sup>	参議院議員選挙	八〇八、〇四〇 <sup>円</sup>
			選挙人の数が五十万人以上七十五万人未満のもの	衆議院議員選挙	一、二二二、〇六〇	参議院議員選挙	九〇九、〇四五
			選挙人の数が七十五万人以上百万人未満のもの	衆議院議員選挙	一、三五三、四六七	参議院議員選挙	一、〇二〇、〇五〇
			選挙人の数が百万人以上百二十五万人未満のもの	衆議院議員選挙	一、三五三、四六七	参議院議員選挙	一、〇二〇、〇五〇
			選挙人の数が百二十五万人以上百五十万人未満のもの	衆議院議員選挙	一、三五三、四六七	参議院議員選挙	一、〇二〇、〇五〇
			選挙人の数が百五十万人以上二百万人未満のもの	衆議院議員選挙	一、四七四、六七三	参議院議員選挙	一、一一一、〇五五
			選挙人の数が二百万人以上二百五十万人未満のもの	衆議院議員選挙	一、四七四、六七三	参議院議員選挙	一、一一一、〇五五
			選挙人の数が二百五十万人以上三百万人未満のもの	衆議院議員選挙	一、四七四、六七三	参議院議員選挙	一、一一一、〇五五
			選挙人の数が三百万人以上のもの	衆議院議員選挙	二、四二四、一二〇	参議院議員選挙	一、八一八、〇九〇
			都道府県の支庁又は地方事務所			衆議院議員選挙	五四五、四二七
認定出先機関			衆議院議員選挙	二六二、六一三	参議院議員選挙	二〇二、〇一〇	

町 村	選挙人の数が二万人以上のもの	七五、三八〇	五六、五三五
	選挙人の数が一万人以上二万人未満のもの	七五、三八〇	五六、五三五
	選挙人の数が五千人以上一万人未満のもの	七五、三八〇	五六、五三五
	選挙人の数が三千人以上五千未満のもの	五六、五三五	三七、六九〇
	選挙人の数が二千人以上三千未満のもの	―	―
	選挙人の数が千人以上二千未満のもの	―	―
	選挙人の数が千未満のもの	―	―
	選挙人の数が十五万人以上のもの	三五八、〇五五	二六三、八三〇
	選挙人の数が十万人以上十五万人未満のもの	三二〇、三六五	二四四、九八五
	選挙人の数が五万人以上十万人未満のもの	二二六、一四〇	一六九、六〇五
市	選挙人の数が三万人未満のもの	七五、三八〇	五六、五三五
	選挙人の数が三万人以上五万人未満のもの	一三一、九一五	九四、二二五
	選挙人の数が五万人以上十万人未満のもの	二二六、一四〇	一六九、六〇五
	選挙人の数が十万人以上十五万人未満のもの	三二〇、三六五	二四四、九八五
	選挙人の数が十五万人以上のもの	三五八、〇五五	二六三、八三〇
	選挙人の数が千未満のもの	―	―
	選挙人の数が千人以上二千未満のもの	―	―
	選挙人の数が二千人以上三千未満のもの	―	―
	選挙人の数が三千人以上五千未満のもの	五六、五三五	三七、六九〇
	選挙人の数が五千人以上一万人未満のもの	七五、三八〇	五六、五三五
区	選挙人の数が三万人未満のもの	七五、三八〇	五六、五三五
	選挙人の数が三万人以上五万人未満のもの	一三一、九一五	九四、二二五
	選挙人の数が五万人以上十万人未満のもの	二二六、一四〇	一六九、六〇五
	選挙人の数が十万人以上十五万人未満のもの	三二〇、三六五	二四四、九八五
	選挙人の数が十五万人以上のもの	三五八、〇五五	二六三、八三〇
	選挙人の数が千未満のもの	―	―
	選挙人の数が千人以上二千未満のもの	―	―
	選挙人の数が二千人以上三千未満のもの	―	―
	選挙人の数が三千人以上五千未満のもの	五六、五三五	三七、六九〇
	選挙人の数が五千人以上一万人未満のもの	七五、三八〇	五六、五三五
大 都 市	選挙人の数が三万人未満のもの	七五、三八〇	五六、五三五
	選挙人の数が三万人以上五万人未満のもの	一三一、九一五	九四、二二五

第十三条第四項中「一万三千六十八円」を「一万六千二百三十六円」に、「六千五百三十四円」を「八千  
百十八円」に改め、同項の表を次のように改める。

一 級 地	寒冷地手当 の支給地域	都道府県、市町村等	都道府県	都道府県の支庁、地方事務所若し くは認定出先機関又は市区町村
	都道府県、市町村等	都道府県	三三、四七二円	一六、一三六円

二	級	地	二八、五七五	一四、二八八
三	級	地	二七、七六四	一三、八八二
四	級	地	二三、四〇六	一一、二〇三

第十三条の二第二項中「千七十三円」を「千二百三十六円」に改め、同条第二項中「一万九百円」を「一万二千四百円」に改める。

第十三条の三中「二千百四十九円」を「千八百七十五円」に、「五百八十九円」を「七十五円」に、「千六百二十九円」を「千二百七十五円」に、「千百九円」を「六百七十五円」に改める。

第十四条第一項第一号中「一万八百円」を「一万二千二百円」に改め、同項第二号及び第三号中「一万二千八百円」を「一万四千五百円」に改め、同項第四号中「一万千三百円」を「一万二千八百円」に改め、同項第五号中「一万八百円」を「一万二千二百円」に改め、同項第六号及び第七号中「一万九百円」を「一万二千四百円」に改め、同項第八号中「九千六百円」を「一万九百円」に改め、同項第九号及び第十号中「八千九百円」を「一万百円」に改める。

第十五条第一項中「千六百二十四円」を「千七百六十一円」に、「百七十四円」を「百八十九円」に改め

る。

第十七条第二項中「二、一九三、一一〇」を「二、二六六、六八八」に、「一、二三五、一三四」を「一、二七六、一一八」に、「百十万七千三百五十二円」を「百十二万七千五百五十九円」に、「六十七万五千九百三円」を「六十八万三千二百六十六円」に改める。

## 附 則

### (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

### (適用区分)

第二条 この法律による改正後の国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（以下「新法」という。）の規定（新法第十三条の三の規定を除く。）は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を公示され又は告示される国会議員の選挙、最高裁判所裁判官国民審査又は日本国憲法第九十五条の規定による投票について適用し、施行日の前日までにその期日を公示され又は告示された国会議員の選挙、最高裁判所裁判官国民審査又は日本国憲法第九十五条の規定による投票については、なお従前

の例による。

2 新法第十三条の三の規定は、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第三十条の三第一項に規定する申請の時の属する日（同法第三十条の二第三項に規定する在外選挙人名簿への登録の移転の申請（以下「在外選挙人名簿への登録の移転の申請」という。）にあつては、同法第三十条の五第四項の規定による申請の日。以下「申請の日」という。）が施行日以後である在外選挙人名簿の登録の申請又は在外選挙人名簿への登録の移転の申請について適用し、申請の日が施行日の前日以前である在外選挙人名簿の登録の申請又は在外選挙人名簿への登録の移転の申請については、なお従前の例による。

## 理由

最近における物価の変動、選挙等の執行状況等を考慮し、選挙等の円滑な執行を図るため、国会議員の選挙等の執行について国が負担する経費で地方公共団体に交付するものの基準を改定する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。